

Title	情報社会論とインターネット社会論の連続性：未来社会論的視座を超えるための一考察
Sub Title	
Author	山口, 仁(Yamaguchi, Hitoshi)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2005
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.55 (2005. 3) ,p.19- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20050300-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

情報社会論とインターネット 社会論の連続性

未来社会論的視座を超えるための一考察

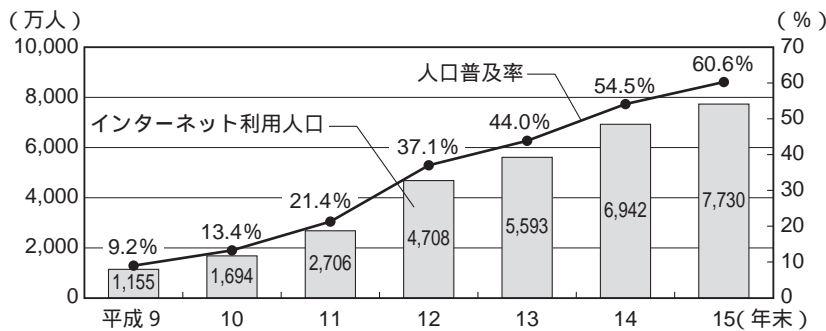
山口 仁



▶ 1 問題の所在

90年代中盤以降、日本社会ではインターネットが普及し始めた。現在(2003年)では約7千7百万人の人々がインターネットを利用している。これは日本の人口の約6割にあたる数である(図1)。また、その普及の勢いは90年代末のような急激なものではなくなりつつある。企業・事業所・世帯への普及率の伸び自体は、2002年以降緩やかになって

図1 インターネット利用人口と人口普及率の推移
『情報通信白書』平成16年度 p26



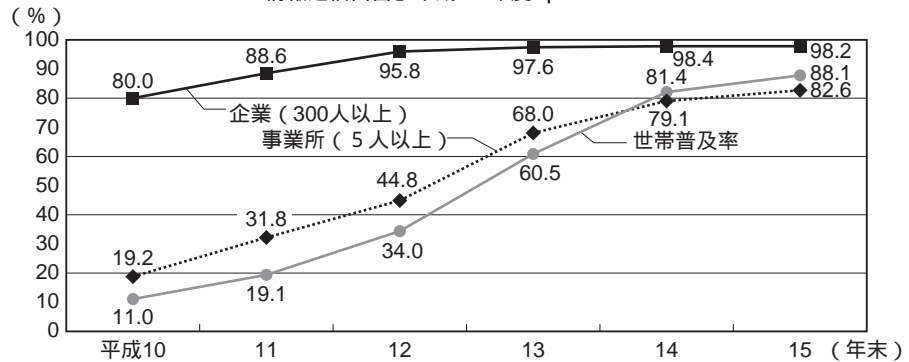
- 1 上記のインターネット利用人口は、パソコン、携帯電話・PHS・携帯情報端末、ゲーム機・TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している6歳以上の者が対象
- 2 平成15年末の我が国の人口普及率(60.6%)は、本調査で推計したインターネット利用人口7,730万人を、平成15年末の全人口推計値1億2,752万人(国立社会保障・人口問題研究所『我が国の将来人口推計(中位推計)』)で除したものと(全人口に対するインターネット利用人口の比率)
- 3 平成9～12年末までの数値は「情報通信白書(平成12年までは通信白書)」より抜粋。平成13年末、14年末の数値は、通信利用動向調査の推計値
- 4 推計においては、高齢者及び小中学生の利用増を踏まえ、対象年齢を年々拡げており、平成12年末以前の推計結果については厳密に比較できない(平成11年末までは15～69歳、平成12年末は15～79歳、平成13年末から6歳以上)



脚注

1. また年齢別の普及に関しても、10代(中学生以上)、20代、30代での利用率は9割を超えている(『情報通信白書』平成16年度、p36)。なお、本稿で引用する『情報通信白書』の図は、総務省

情報通信統計データベースHP(<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/cover/index.htm>)の各項目からダウンロードしたものである。

図2 企業・事業所・世帯へのインターネットの普及率
 『情報通信白書』平成16年度 p26


- 1 世帯普及率は、「自宅・その他」において、個人的な使用目的のためにパソコン、携帯電話等によりインターネットを利用している構成員がいる世帯の割合
- 2 企業普及率は、「全社的」若しくは「一部の事業所又は部内」においてインターネットを利用している企業の割合

図表①, ② (出典)総務省「通信利用動向調査」

いる(図2)¹⁾。これらのデータから、インターネットは着実に社会に普及してきたといえるだろう。

本稿の目的はインターネットと社会の関係を論じた研究、すなわちインターネット社会論の問題点を指摘することである。インターネット社会論に関する研究は数多く蓄積されている。だがその多くは規範的観点から、インターネット社会やインターネット利用者(者)の未来を語る議論が多い。

このようなインターネット社会論はかつての情報社会論を批判し、自らを新しい研究であるかのように位置付けている。しかし、新しいメディアに未来社会の構築の可能性を期待する、という点ではかつての情報社会論とそれほどかわらないのではないか。インターネット社会論を評価する・批判するのどちらにしても、かつての情報社会論との関連を考慮に入れる必要があるだろう。そこからインターネット社会論と情報社会論の連続性、もしくは断絶性について考察を加えていく必要があるのではないだろうか。本稿ではこのような観点から、情報社会論からインターネット社会論への理論的系譜を概観する(2)。そして今まで行われたインターネット社会論への批判の有効性を検証しつつ(3)、情報社会論とインターネット社会論に共通する問題点を指摘していく(4)。

▶ 2 情報社会論とインターネット社会論の展開

2.1 情報社会論の展開

本稿では、インターネット社会論を情報社会論の一種として考察していく。ただ、「情報化」や「情報化社会論」といった概念は、研究者の間で異なった使われ方をしているという指摘も古くからあるので(林1969参照)、本稿では議論を進めるにあたり以下のような定義を採用したい。

情報化の進展が大規模な社会変動を引き起こし、産業社会とは異なる情報社会を生み出しつつあることを主張する(大石1998:p157)

確かにこの定義は「情報社会」の内容を具体的に表すものではない。しかしこの定義で注目すべきことは、情報社会論を「産業社会とは異なる」社会に関する議論であるとしてとらえている点である。このような形式的な定義をとることで、研究者が想定する「情報(化)社会」の具体的内容に関して違いがあろうとも、それに関係なく情報社会論を広く考察することができるだろう。つまり情報社会論とは、現在の社会(産業社会)から新しい社会(情報社会)への変動を、情報化を進展させるもの(例えば新しいメディアなど)との関連でとらえる研究全般を含むと考えられる。

新しいメディアと社会変動について論じているという点では、インターネット社会論も情報社会論に含めることができる。ただし、インターネット社会論は従来の情報社会論とは異なるものであるという考え方も根強い(吉田2000, 伊藤・花田1999参照)。そこで本稿では、インターネット社会論を含めた情報社会論を、未来社会論, 情報政策・産業論, ネットワーク社会論という三つに分けて考察する²⁾。インターネット社会論の中ではネットワーク社会論に含まれる。

未来社会論に関しては、A.トフラー『第三の波』, 日本でいえば香山健一『未来学入門』などが代表的な著作である。これらの研究は 農業社会から 産業(工業)社会へ, そして 新しい社会(情報社会)へ, という時代の変動を論じている。そして現状を 産業(工業)社会から 新しい時代への変動期と位置付けている。たとえば香山健一は「科学技術の驚異的な発展の結果, 先進諸国において, 産業文明が未知の, まったく新しい段階に突入しつつある(香山1967:p12)」と述べている。

未来社会論に対する後年の評価としては、「技術革新と社会変容をかなりストレートに結びつけた明るいトーン(小林・加藤1994:p175)」や「日本社会の未来を概して楽観的に描いていた(大石1998:p162)」などがある。確かに、未来社会論者である梅棹忠夫の「それ(産業社会から情報化社会への変化)は、人類進化の本質的なあゆみということではできないだろうか。わたしは、この予見のもとに、人類の偉大なる未来を信ずるものである(梅棹1968:p57-8カッコ内引用者)」という記述からは、楽観的な未来像が明確に伝わってくる。

もっとも香山の場合、単なる未来予測に止まらない議論も展開している。香山は自らの未来学を「操作可能な未来という観点から、未来の社会と人間を総合的に分析し、構想し、設計することを課題とする新しい方法(香山1967:p28, 傍点引用者)」と定義している。つまり香山は単に未来社会の実現を期待しているだけではなく、そのような社会の構築を目指す議論を展開しているのである。このように未来社会論を当時の社会の問題を克服するための研究として位置付けることもできるだろう。ただし、新しい社会が構築されれば社会の問題が解決されると考えている点では、未来社会論は未来社会そ

脚注

2. 情報化社会論を 未来社会論, ニューメディア論, マルチメディア論(大石1998参照), 同様に「第一段階(ダニエル・ベルや梅棹忠夫: 技術決定論的かつ経済中心主義的発想), 「第二段階(経済システム・政治システムからの政策・戦略)」, 「第三段階(個人の生活世界のレベルにおける情報化, コミュニケーション重視)」という分類する者(伊藤・花田1999)がいる。また, 「第一次情報社会論(未来学的な志向性)」, 「第二次情報社会論(情報技術中心・国策的)」という二段階の分類を試みる者(小林・加藤1994)もある。とはいえ, 加藤も二つの分類のあとに「コミュニケーション重視の情報化社会論」というカテゴリーを設定しているので, 実質的には他の論者と同じく三段階に分類しているといえる。なお, 各論者の第一か

ら第三段階はほぼ対応している。また情報社会論の第三段階に関して, 大石だけは「マルチメディア論」と名付けており, 他の二人と異なっている。大石はマルチメディアの中にインターネットを含めて論じているものの, 他の二人と違って第二段階との区別をそれほど強調していない。この違いは, インターネットに対する評価の違いから生じているものだと思われる。なお, 本稿で用いている「ネットワーク社会論」という区分もやはり不明確なものである。同じ「ネットワーク社会」という言葉を用いても論者によってその意味するところが異なるからである。よって本稿では, ニューメディアによって市民間の横のつながりが形成されることを重視する情報社会論を「ネットワーク社会論」と呼ぶことにする。

のものに対しては楽観的な視点をもっていたともいえる。

香山のように未来社会の構想を模索する研究もあったものの、未来社会論には抽象的な議論が多く、そこで論じられた概念が現実の政策や企業の戦略、また市民の活動のために直接的に用いられることはあまりなかったという指摘もある(小林・加藤1994参照)。

これに対して80年代以降は、未来社会論で主張された概念が具体的な政策や企業の戦略の次元で用いられた。そしてそのような政策・戦略を正当化し、推進するような情報社会論が展開された。本稿ではこれを情報政策・産業論的な情報社会論とよぶことにする。ここでいう政策・戦略とはニューメディアを整備し普及させることであり、具体的なものとしてビデオテックス(キャプテンシステム)やCATVなどがあげられる(小林・加藤1994:p153-174参照)。これらは既存の社会の問題を克服するという名目で整備された。ビデオテックスに関しては、社会経済活動の効率化および国民生活の向上に寄与することが期待され(『通信白書』昭和57年度:p87参照)、またCATVに関しても難視聴解消という目的に加え、双方向性や多チャンネル化によって社会の多様化が実現されることが期待された(『通信白書』昭和59年度:p67参照)。

また、地方を活性化させるという目的のもと、ニューメディアを整備する地域情報化政策が実施された(大石1992参照)。例として「テレピア計画」があげられる。これは産業振興や地域振興などを目的として、情報通信システムの整備・普及を図っていく計画であった(『通信白書』昭和59年度:p100参照)。このような政策を推し進めるときの根拠となったのが「情報社会」としての未来社会であり、それを語るのが情報政策・産業論的な情報社会論であった。

同様の見解は現在でも存在する。例としてあげられるのがユビキタス・ネットワーク、電子政府、オンライン取引などに関する研究である。確かに、そこで語られる技術内容は目新しいものであるが、新しいメディア(この場合はインターネット)の整備が未来社会を実現すると想定している点では、ここで述べたような情報政策・産業論的な情報社会論とかわらない。

2.2 インターネット社会論の展開

前節で取り上げた情報社会論、とくに情報政策・産業論的な議論に対抗する意図をもって主張されてきたのが、ネットワーク論、インターネット社会論である。これらの研究は、市民間の双方向コミュニケーションを活性化させて新しい社会関係(ネットワーク)を形成し、産業社会にかわる新しい社会の構築を目的としている。そしてその目的を達成する手段として新しいメディアが語られるのである。

まず、ネットワーク論が新しいメディアとして高く評価したのがパソコン通信である。パソコン通信は、パソコン利用者間のネットワーク形成を可能にする。たとえば岡部は、パソコン通信の成果として以下のような事例を挙げている(岡部1986:p36-69参照)。環境運動、平和運動、通信生協ネットワーク、電子ミニコミ紙の発行、代替通貨運動³⁾、労働運動、マイノリティの運動ネットワークなどである。ほかに干川は、災害復興ボランティアによるパソコン通信利用を取り上げている(干川1996参照)。これら事例研究は、パソコン通信によって、従来のメディアでは不可能だった社会関係が形成されたことを高く評価をしている。

脚注

3. 市民による地域経済づくりの運動である。例としてあげられているのが、オレゴン州ユージン市での「ハローページズ物々交換ネットワーク」である。コンピュータ・ネットワーク上のデ

ータベースを用いて物々交換を行うというプロジェクトである(岡部1986:p63参照)

このようなパソコン通信と比べて、インターネットは技術的にはより広いネットワークを可能にする。そのためインターネットの登場時には、パソコン通信をこえる全世界規模でのネットワークが形成されるのではないかと、という期待が数多く語られた⁴⁾。

このような文脈で主張されてきたインターネット社会論には、主に以下のような特徴があった。

第一に、インターネット社会論は国家・政府・企業よりも社会の人々(市民)によるインターネット利用に未来社会の萌芽を見出す。たとえば、デジタル・メディア(インターネットなど)による人々のつながりを評価する干川は以下のように述べる⁵⁾。

デジタル・メディアが実践活動に最大限に活用され、メディア・コミュニケーションと市民活動が渾然一体となっていき、環境、福祉、災害地域づくりといった目標や関心事ごとに「デジタルネットワーク・コミュニティ」が構成され、それを媒介にしてヒト・モノ・カネ等の諸資源が各社会領域から市民活動主体(市民やNPO・NGO)へ供給されることによって、それらの市民活動主体間で、また、市民活動主体と各社会領域の行為主体(企業、行政組織、専門家、マスメディア、個人)との間で社会的ネットワークが張り巡らされながら、デジタル・ネットワークが展開する(干川2003 : p89)。

このようなインターネット社会論は一方の極に市民をおき、他方の極に国家や政府、企業をおいている⁶⁾。これは、従来の情報社会論では「情報社会」や「ニューメディア」という概念が主に政府・企業の論理で用いられたことに対する批判でもある。

第二に、インターネット社会論は、従来の情報社会論の技術重視的な視点を批判する。たとえば吉田は「技術的ネットワークと社会的ネットワークとの関係は... (中略) ...相互規定的なものとして捉えられなければならない(吉田2000 : p7)」と述べている。これは、情報政策・産業論が技術整備を主眼におき、技術の整備が未来社会の構築を導くという考えをとっていたことに対する批判である。たしかに社会変動は情報技術そのものによってではなく、その技術を利用した人々によって起こされる。技術重視的な考えに立ってしまうと、インターネットを整備した組織(主に政府や企業)の論理を超えることが困難である。だから市民が主体的にインターネットを利用し、国家や政府、企業の論理に対抗していくことが、インターネット社会論では主張されるのである。この点は先に述べた第一の特徴とも関連している。

つまりインターネット社会論は、インターネットによって市民間の双方向コミュニケーションが活性化され、新しい社会関係が形成されるような未来社会に、現代の政治的・社会的問題を解決する契機を見出すのである。

インターネット社会論の研究者の多くがパソコン通信の研究も行っていった。インターネット社会論で期待された利用者像の多くは、パソコン通信の利用者をモデルにしたものである⁷⁾。パソコン通信という過去の事例の存在が、インターネット社会論に一定の説得力を与える要因となったと思われる。

脚注

4. 特に96年から97年にかけて数多くの「インターネット本」が出版された。例えば古瀬・廣瀬(1996)は「物理的、時間的な壁をいきなり取り払うのがインターネットである。組織の壁もなければ、国境も無い(p171)」と述べている。

5. この他にも、吉田(2000)はインターネットによって「近代産業社会において支配的な官僚制組織へのオルタナティブとして、組織への所属、職業的立場、巨樹地域などの既存の社会的制約を超えた関係形成のモデル、すなわち「自発的・自律的な諸個

人の中の横型の連携と共同の関係というモデル(p25)」を形成していくことが必要だと述べる。

6. 例えば、岡部(1996)、干川(2000)、そして吉田(2000 : p45)にある図表などはその際たるものであろう。

7. 例えば、岡部はパソコン通信の研究(1986)のあとに、インターネットの研究(1996)を行っている。また、古瀬・廣瀬(1996)にもパソコン通信利用者に関する記述が多く見られる。

▶ 3 インターネットの利用実態から見たインターネット社会論の問題点

インターネット社会論で語られた期待とは以上のようなものであった。では、日本におけるインターネット利用の実態とは、それらの期待に添うものであったのか。本節では、いくつかの統計データをもとにインターネット利用の実態を把握する。そしていままで行われたインターネット社会論への批判の妥当性を検証する。それらの批判とは、インターネット社会論が期待していたような利用者はそれほど存在しないこと(3.1)、インターネット利用の中には逸脱的なものも多く見られること(3.2)、である。

3.1 先端事例のみを取り上げるインターネット社会論

インターネット社会論を情報社会論の一種としてとらえ、それらをまとめて批判した佐藤俊樹は以下のような指摘をしている。

(情報社会論では)必ずといっていいほど、こうした「先端的ユーザー」の事例が紹介されている。けれども、その「先端的ユーザー」がどんな人間なのか、つまりどんな教育を受け・どんな職場にいて・どんな生活をおくっているのか・といった社会的コンテキストはほとんど考慮されていない。それらを無視したまま、それら「先端的ユーザー」の姿がそのまま未来社会を先取りしているように語られているのだ(佐藤1996:p19〔カッコ内引用者〕)

つまり情報社会論は一部の先端的利用者だけに注目するために社会全体での利用実態を見落とししている、という批判である。これは確かに情報政策・産業論的な情報社会論には見られる問題点であろう。ビデオテックスなどは、実際にはそれほど人々に受け入れられなかったにもかかわらず、一部モデルケース的なものが過度にクローズアップされて取りあげられる傾向にあった。ではインターネットに関してはどうだろうか。

インターネットの利用目的

インターネットは主に電子メールや情報検索を目的として用いられている(図3)。個人による情報発信である「掲示板」「ホームページ作成」としての利用目的は、それぞれ18.7%、7.5%にとどまる。電子メールとしての利用をのぞけば、インターネットは情報発信の手段としてよりも、情報入手の手段として利用されている傾向が強い。

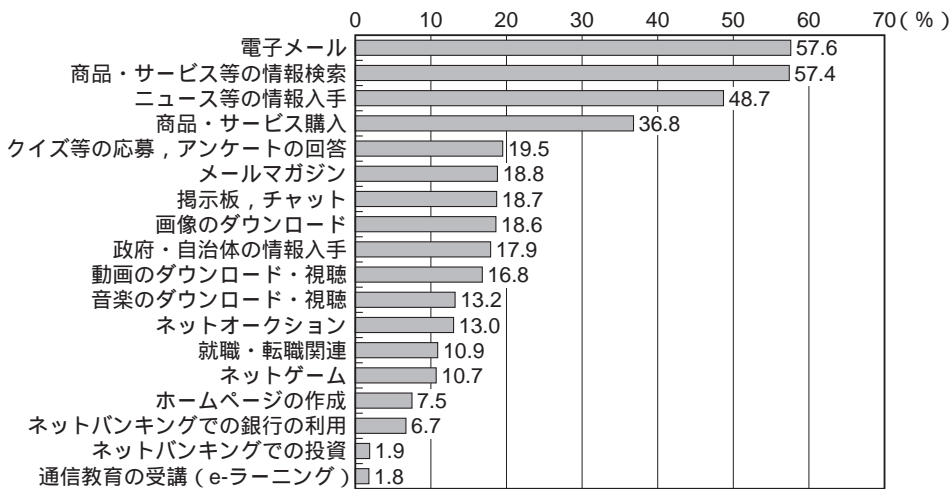
ではどのような情報の入手が行われているのだろうか。検索サイトを除けば、個人のホームページが情報入手の中で大きな割合を占めている(図4)。個人ホームページを持つ者の割合は少ないものの、情報検索という観点からみれば個人ホームページは貴重な情報源として受け入れられている。そしてその個人ホームページの内容は、「音楽・芸能」「コンピュータ」「スポーツ」など、趣味関連の内容が多い(図5)。

これらのデータからわかるのは、インターネットは情報発信の手段としてよりも、情報検索の手段として人々に受け入れられているということである。確かに積極的に情報を発信している者は一定数いるものの、その多くは趣味関連の情報であり、インターネット社会論が期待したような政治社会的な問題に関する情報を発信する者はそれほど多くない。

オンライン・コミュニティの利用実態

インターネットの双方向性を最もよく体現しているのがオンライン・コミュニティ(掲示板・チャット・ネットワークニュース)である。それらの参加率を示したのが図6であ

図3 インターネットの利用目的（パソコンから）
『情報通信白書』平成16年度 p29



(出典) 総務省「平成15年通信利用動向調査」

図4 よく見るホームページ
「2000年日本人のインターネット利用に関する調査報告」 p89の図より作成

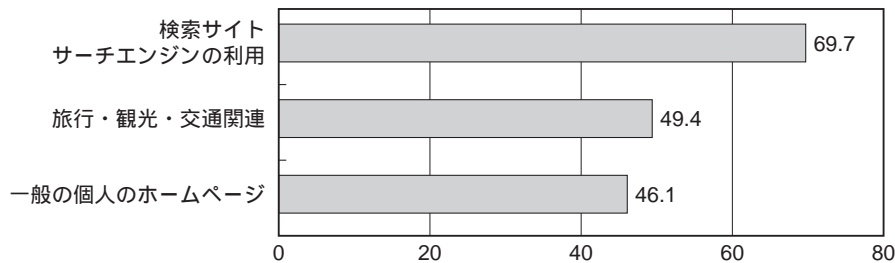


図5 個人のホームページのトピックス
「内容分析による個人ホームページの国際比較」 p49の図より作成

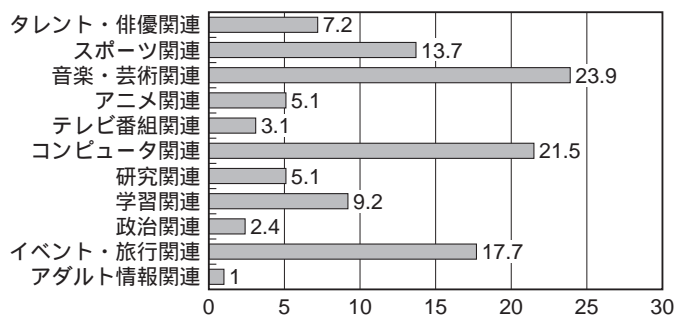


Figure
& Table

り、インターネット利用者の約半数がオンライン・コミュニティに参加している事がわかる⁸⁾。ただこのデータはインターネット利用者中の割合であり、社会全体からみれば3

脚注

8. この調査では「過去一ヶ月の間にオンライン・コミュニティを見た者」をオンライン・コミュニティの参加者と定義している。

図6 オンライン・コミュニティの参加率
『情報通信白書』平成15年度 p72

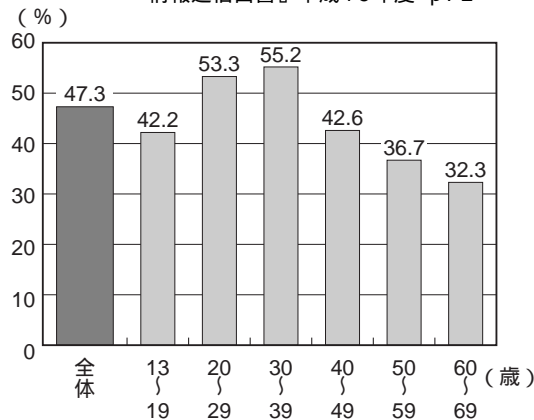


図7 オンライン・コミュニティの話題
『情報通信白書』平成15年度 p72

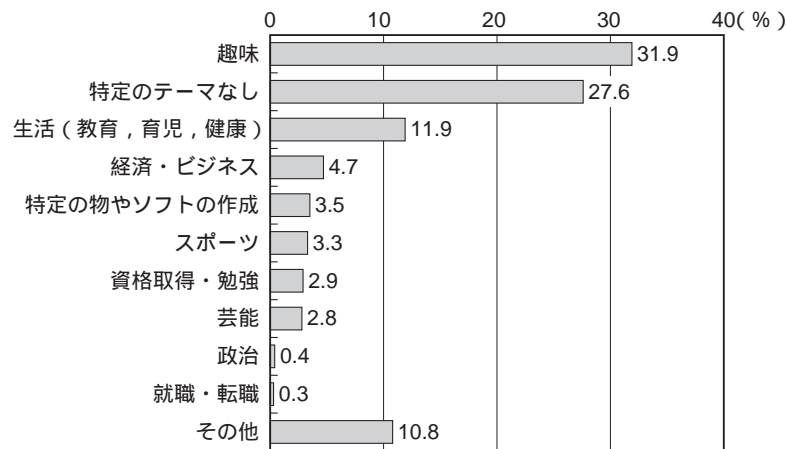


Figure & Table

割程度の利用となっている(図1・6から計算)。また、参加者の中には自らは発言せずオンライン・コミュニティで交わされる会話を見ているのみの者(ROM)も含んでいる⁹⁾。

個人ホームページと同様、オンライン・コミュニティの話題も趣味に関するものが多い(図7)。また、「特定のテーマなし」という項目の割合が高いことも注目に値する。これは特定の合意や見解を形成するためではなく、コミュニケーションをすること自体に意味を見出すオンライン・コミュニティ利用者が一定数いるためと考えられる。なお政治的な討論のためにオンライン・コミュニティを利用する者は0.4%だった。

インターネット利用の実態

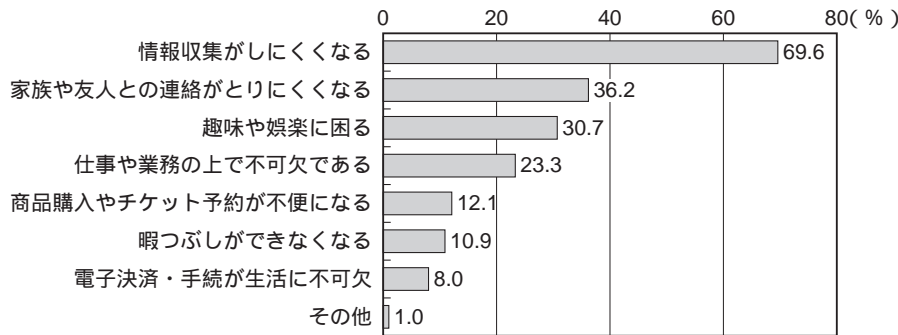
インターネットはメディアとして着実に普及し、人によっては必需品に近づいている。ただ図8でもわかるように、多くの人々にとって情報検索の手段、特に趣味関連の情

脚注

9. オンライン・コミュニティの発言者とROMの割合について以下のようなデータがある。掲示板に関しては、インターネット利用者全体の17.0%が発言をし、19.9%はROMである。チャット

トに関しては、12.5%が発言をし、5.9%がROMである(橋元・鈴木・川上2001参照)。

図8 インターネットが使えなくなって困る理由
『情報通信白書』平成16年度 p35(複数回答)



図表②, ③ (出典)「ネットワークの現状と課題に関する調査」

表1 日本のパソコン通信利用者の推移
吉田(2000:p23)の表をもとに作成

年	利用者数(単位:万人)
1991	115.0
1992	155.0
1993	195.7
1994	259.7
1995	368.9
1996	573.2



報検索として用いられていることがわかる。インターネット社会論で期待されていたような利用者は小数に止まる⁽¹⁰⁾。

インターネット社会論で語られた期待通りにならなかった要因の一つに、インターネットの利用者層とパソコン通信利用者層との間のずれがある。インターネット社会論が語られ始めた時期、すなわち90年代中盤のパソコン通信利用者は数百万人であり(表1)、現在のインターネット利用者の十分の一にも満たない数である。インターネット社会論は、これらのパソコン通信利用者と同じような利用形態が他の人々にも広まると期待した。しかし90年代終盤になってインターネットを利用するようになった人々は、パソコン通信利用者と同じような存在ではなく⁽¹¹⁾、その利用形態も異なっていた。この点で先に引用した佐藤俊樹の指摘は、インターネット社会論に対しても妥当なものであると思われる。

3.2 「逸脱」するインターネット

インターネット社会論に関するもう一つの批判とは、インターネットの「逸脱」的利

脚注

10. 本稿で用いたデータは、情報通信白書、そして東京大学社会情報研究所が行った調査データに基づいている。後者の調査を行った橋元は、日本人の多くはメディアに「気晴らし」や「話題提供」を求めており、知的刺激を求めて情報検索をする者は少ないので、すぐさまインターネットがテレビを脅かすことはない、とデータを解釈している(橋元2003:p167-171参照)。現在、インターネットを積極的に利用している者は一部である、

という本稿の見解と橋元の見解は一致していると考えられる。
11. 池田編(1997:p174)によれば、パソコン利用者やインターネットの利用者は採用段階に応じて「革新的採用者」「初期少数採用者」「前期多数採用者」などに分けられる。インターネットの「革新的採用者」と同じような利用形態をそれ以外の者がとるとは限らないのである。

表2 ハイテク犯罪の検挙件数
 『犯罪白書』平成15年度 p49の表より作成

区分	平成12年	平成13年	平成14年
総数	559	810	1039
コンピュータ、電磁的記録対象犯罪	44	63	30
電子計算機使用詐欺	33	48	18
電磁的記録不正作出・毀棄	9	11	8
電子計算機損壊等業務妨害	2	4	4
ネットワーク利用犯罪	484	721	958
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	121	245	408
詐欺	53	103	112
わいせつ物頒布等	154	103	109
青少年保護育成条例違反	2	10	70
名誉毀損	30	42	27
脅迫	17	40	33
著作権法違反	29	28	31
その他	78	141	168
不正アクセス禁止法違反等	31	35	51

用を軽視しているのではないか、というものである。つまりインターネットによって発信される情報や、それによって形成される社会関係とは、果たして「好ましいもの」だけであろうか、という疑問である。たとえば徳安彰は、反動的・復古的なイデオロギーを称揚するような集団がインターネットを利用して勢力を拡大する可能性を指摘し、インターネット社会論の楽観的な見通しに疑問を呈している（徳安2004：p58参照）。

当然のことだが、マス・メディアがすべての社会的集団の主張を取り上げることはない。多くの情報の中から特定の情報だけを選択して伝えている。確かにマス・メディアは国家や政府、(大)企業の意向に沿った主張のみを取り上げている、というインターネット社会論の指摘は一部妥当であろう。しかし、マス・メディアが情報の選択をしているから、社会的規範から逸脱した主張が社会全体に伝達してしまうのを防ぐことができる、と考えることもできる。プロの記者としての倫理や規範意識があるから、例えば少年犯罪の加害者の氏名は公表されないし、不必要なプライバシーの暴露も行われぬ。また、いわゆる差別的な言論も極力行わないようにマス・メディアは努めている。マス・メディアがこれらの倫理や規範から逸脱すれば、社会全体からジャーナリズム批判が巻き起り、マス・メディアの責任を問う声につながる。

しかしインターネットを用いれば、倫理的・規範的な観点からマス・メディアが取り上げない情報を入手することは簡単にできる。また、マス・メディアでは使われない差別用語が、インターネット上では平然と用いられている。悪意を持った者が一人いれば、そういった情報を全世界に向けて発信することも可能なのである。

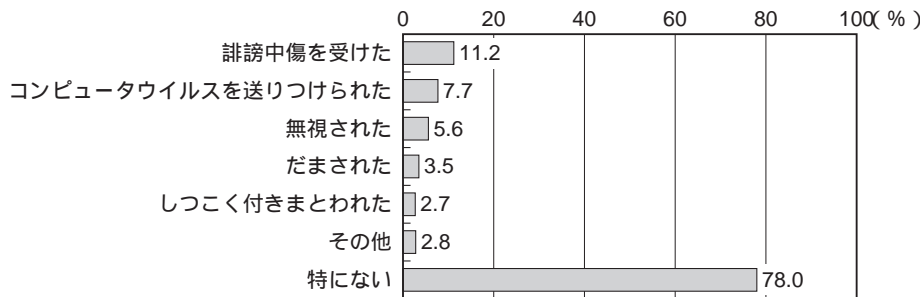
そしてインターネットは犯罪にも利用されている。ハイテク犯罪⁽¹²⁾の検挙件数は、増加傾向にある。平成14年は1,000件を超えている。特にネットワーク利用犯罪の検挙件数が急増していることが分かる(表2)。これらの犯罪それ自体は新しいものではない。イン

脚注

12. ハイテク犯罪は、狭義のコンピュータ関連犯罪(コンピュータや電磁記録を対象とする犯罪)、ネットワーク利用犯罪(インターネットを利用した詐欺、違法物の売買、児童ポルノ

の販売・頒布等)、不正アクセスに大別される(『犯罪白書』平成15年度、p47参照)。

図9 オンライン・コミュニティ上で受けた被害
『情報通信白書』平成15年度 p72



図表①～④ (出典)「国民生活におけるIT活用調査」(ウェブ調査)



ターネットはそのような既存の犯罪の手段として利用されているのである。しかもここで挙げたデータは「検挙件数」であり、実際に行われている犯罪の氷山の一角であると考えるのが妥当であろう。

また悪質とは言えないまでも、インターネット上では「逸脱」的なコミュニケーションが存在する。感情的な口論(フレーミング)、誹謗中傷行為などである。たとえば、オンライン・コミュニティ参加者の約1割の人が誹謗中傷を受けたと答えている(図9)¹³⁾。

このように、インターネットの双方向性を有効利用していたとしても、その中には「逸脱」的な現象も数多く見受けられるのである¹⁴⁾。

▶ 4 未来志向のインターネット社会論

インターネットの利用実態に関するデータからみても、以上のようなインターネット社会論への指摘は根拠があるといえる。にもかかわらずインターネット社会論は繰り返し主張されている。その理由の一つとして、インターネット社会論がその種の指摘によっては正当性を失われないような論理構造を持っているということがあげられるだろう。だが、その論理構造こそがインターネット社会論にとってもっとも重要な問題の一つなのである。その論理構造はインターネット社会論が自らに向けられた指摘に反論する過程で表出する。

まず、インターネット社会論は先端事例しか取りあげていない、という指摘に対して以下のような反論をする。すなわち、現在先端的な利用者は少数であるが、必要なのはそのような利用形態を他の人にも広めていくことであり、そのために理論的な指標を提示し、制度的な基盤を整える必要性を説くことがインターネット社会論のテーマである、という反論である¹⁵⁾。

脚注

13. もっとも約8割の人は特に被害を受けたという意識も無いので、オンライン・コミュニティが無法地帯というわけではない。かといって、インターネット社会論が期待していたような理想的なコミュニティでもないだろう。

14. インターネットの「逸脱」を指摘する意見は、研究・評論それぞれの次元で非常に多くみられる。本稿で徳安の指摘を取り上げたのは、彼がインターネット社会論の批判としてインターネットの「逸脱」を指摘しているからである(徳安2004:p56参

照)。具体的な逸脱については、川浦・黒岩・大谷(1998)参照。
15. 以下の吉田の指摘は、明らかに未来志向のものである。「マクロナ電子民主主義の成否は、生活世界の側からシステムをコントロールしうるような世論形成の場としての公共圏が、CMCネットワークという新しい基盤のうえに成立しうるかという点に、結局はかかっているのである(吉田2000:p139, 傍点引用者)」。また吉田は序論で自らの議論を「社会構想論的」と呼んでいる(p8参照)。

次に、インターネットの「逸脱」を指摘する声に対しては、「民主主義の徹底化」を目指す勢力によるインターネット利用に期待することでそれらの指摘に対応している（林2004：p59-60参照）¹⁶。もしくはインターネットの「逸脱」の要因をコントロールし、「平等性・公開性・自律性という理念を実現に近づけていくか」という課題として「いくべき」（吉田2000：p154，傍点引用者）と反論する。

このようにインターネット社会論は、現状のインターネット利用に向けられた指摘に対してデータを用いて反論するわけもなく、また指摘を受けて自らの議論の修正を図るわけでもない。それらの指摘は未来社会への課題として処理するのである。つまりインターネット社会論とは、現状分析をするための研究というよりも、新しい社会を構築するための研究なのである。その目的を端的に表せば「新しい市民社会の構築」であろう。その目的を達成する過程では、目的に反する事例は「逸脱」として処理される。したがってインターネット社会論の目的そのものの正当性は問われない。

この点は、かつての情報社会論にも見られた特徴である。情報政策・産業論は、産業社会の問題点を克服した情報社会の構築という目標を掲げていた。そしてそこでは情報政策によって情報技術が整備され情報社会が実現される、という未来が語られていた。情報政策が有効でない場合でも、それは政策の見直しにつながらず、更なる情報政策を実施する根拠にされた。現在の問題を未来社会へ課題として持ち越す論理構造をもっているという点では、インターネット社会論もかつての情報政策・産業論も同じなのである。

というよりも、インターネット社会論の方がより巧みな論理構造をもっているといえるだろう。情報政策・産業論の場合は、情報政策によっても情報社会が実現されず、結局、高度化した産業社会が実現したにすぎないことが次第に露呈したため、後にその種の研究は批判されることとなった¹⁷。

インターネット社会論の場合はやや異なる。インターネット社会論やそれに触発された運動が、理想の未来社会を実現できなくても別段大きな問題にはならない。なぜなら、その場合でも理想の未来社会を「実現しなければならない」という、インターネット社会論の目的そのものの正当性が揺らぐことがないからである。また未来社会の構築に失敗した責任をインターネット社会論が負うこともない。たとえばドイツでインターネットを用いた電子コミュニティ構築の実験が失敗したことに対して、吉田は以下のように述べている。

こうした失敗の責任は、理念ないし実践としての電子民主主義プロジェクト自体の内部よりも、... それをとりまく政治文化ないしはマクロな政治システムの枠組みにこそ求められるべきだろう（吉田2000：p135，傍点引用者）。

と失敗の原因を「政治文化やマクロな政治システム」に求めているのである。

そして責任を負わされる主体がもう一つある。それは市民である。正確には「インターネットを活用できない市民」である。インターネット社会論は、多かれ少なかれ二種類の「市民」を想定している。「能動的な市民」と「受動的な市民」である。「能動的な市民」がインターネットを用いることで、もしくはインターネットを活用することで「能動的な市民」が増えることで、理想の未来社会が実現されるという主張がインターネ

脚注

16. 林は「オルタナティブ・メディア」を言う表現を用いているが、その中でインターネットが大きな割合を占めていると思われる。

17. 情報政策・産業論としての情報社会論に対する批判としては大

石 1992 年参考になる。もちろんこの種の批判にもかかわらず、情報・産業政策論は繰り返し主張されているが。

ット社会論には多く見られる⁽¹⁸⁾。逆にいえば、「受動的な市民」が大勢いる限り理想の未来社会は実現できない、とインターネット社会論は主張しているのである。こうして「インターネットを活用できない市民(=受動的な市民)」にも責任が負わされるのである⁽¹⁹⁾。

このように考えると、インターネット社会論の論理構造(=問題点)とは以下のようにまとめることができる。すなわち、未来志向であること。議論の正当性の根拠を未来に求めているので、現状にいくら問題があろうとも関係ない。それらの問題は「例外」や「逸脱」として処理される。そして未来社会の構築が失敗したときの責任をインターネット社会論が負わないこと。その責任は政治システムの側やインターネットを活用できない「受動的な市民」へと帰されることである。

に関しては、インターネット社会論と情報社会論は同じ論理構造を有している。異なるのは国家・政府や企業の側に立って主張するか、市民の側に立って主張するかという立場の問題である。そしてに関しては、インターネット社会論が情報社会論よりも批判されにくい要因ともなっているのである。

▶ 5 終わりに

かつての情報社会論と同じように、インターネット社会論もまた未来社会についての言説を産出しつづけている。未来社会とはいつの時代も不明確な存在であり、それぞれの時代にはそれぞれの未来社会像が存在している。そのため未来社会は何度でも繰り返し語ることが可能である。それはもはや一種の「研究市場」と呼べるものを形成している。確かにインターネット社会論はかつての情報社会論を批判してきた。しかしそれは未来社会を語る「市場」という中での争いなのである。

未来社会との関連でしかインターネットは論じることができないのだろうか。テレビもラジオも新聞もかつては新しいメディアだった。それらが社会をどう変えるのか、それらを用いて社会をどのように変えていくべきなのか、という未来志向の議論もかつては数多く見られた。しかしそれらのメディアが社会に定着した現在、未来志向の議論はメディア研究の中の一部でしかない。メディアの効果を研究したり、そのメディアが既存の社会関係・社会構造の再生産に荷担していることを批判的に論じたり、そのメディアのオーディエンスとはいかなる存在なのかを論じる研究も数多く存在する。これらの研究はメディアの「現在」を語っているのである。インターネットが普及した現在、インターネット社会論にも視座の転換がせまられているのではないか⁽²⁰⁾。

脚注

18. たとえば吉田はインターネットを活用することで市民が「自己言及的営み」をする可能性に注目し、そこに新しい社会の構築を期待している(吉田2000:p168-9参照)。ここでいう「自己言及的営み」とは自分の行動を省みるような思慮深い行動のことを指すと思われる。ここでも市民は「自己言及的な市民」と「自己言及的でない市民」に区別される。また林(2004)も「志のある市民」という表現を用いている(p50)。このように二種類の市民を想定しているインターネット社会論には、ある種の啓蒙主義的な要素が含まれているという指摘もある(佐藤1996:p223参照)。

19. これはそのような市民に対する批判や叱責という形ではあらわれない。「情報革命を担うのは市民自身です(岡部1996:はじ

めに)」という言葉に代表されるように、市民の自発性に問いかけるようにして行われる。

20. 本稿に対して、一部のインターネット社会論を恣意的に取り上げて批判したに過ぎない、という指摘をすることができるかもしれない。たしかに本稿ではすべてのインターネット社会論を取り上げてはいないし、未来社会を語らないインターネット社会論も存在はしている(例えば加藤2001など)。しかし、本稿で取り上げたインターネット社会論と同種の議論が『マス・コミュニケーション研究』65号で特集として行われていることなどを考えれば、いまだその種のインターネット社会論は一定の勢力を保っており、それを批判する意義はある、と私は考える。

参考文献

- 古瀬幸広・廣瀬克哉(1996)『インターネットが変える世界』岩波書店
橋元良明(2003)「現代人の情報行動」伊藤守・小林宏一・正村俊之編『電子メディア文化の深層』早稲田大学出版会
林香里(2004)「『オルタナティブ・メディア』は公共的か」『マス・コミュニケーション研究』65号
林雄二郎(1969)『情報化社会』講談社
干川剛史(1996)『公共圏の社会学』法律文化社
----(2000)「メディアと人間」『権力から読みとく現代人の社会学入門 増補版』有斐閣
----(2003)『公共性とデジタル・ネットワーキング』法律文化社
池田謙一編(1997)『ネットワークソサエティ』東京大学出版会
伊藤守・花田達郎(1999)「『社会の情報化』の構造と論理」児島和人編『講座社会学8 社会情報』東京大学出版会
加藤晴明(2001)『メディア文化社会学』福村出版
川浦康至・黒岩雅彦・大谷裕子(1998)『電子コミュニティの生活学』中央経済社
小林修一・加藤晴明(1994)『情報 の社会学』福村書店
香山健一(1967)『未来学入門』潮出版
大石裕(1992)『地域情報化』世界思想社
----(1998)『コミュニケーション研究』慶應義塾出版会
----(1999)「客観報道論再考」鶴木真編『客観報道』成文堂
岡部一明(1986)『パソコン市民ネットワーク』技術と人間
----(1996)『インターネット市民革命』御茶ノ水書房
佐藤俊樹(1996)『ノイマンの夢 近代の欲望』講談社選書メチエ
徳安彰(2004)「林論文へのコメント」『マス・コミュニケーション研究』65号
梅棹忠夫(1968)『情報の文明学』中央公論社
吉田純(2000)『インターネット空間の社会学』世界思想社

参考資料

- 総務省『情報通信白書』(平成15・16年度)
郵政省『通信白書』(昭和57・59年度)
通信総合研究所・東京大学社会情報研究所編(2002)『世界インターネット利用白書』NTT出版
法務省『犯罪白書』(平成15年度)
石井健一・辻大介・橋元良明(他)(2000)「内容分析による個人ホームページの国際比較」・『東京大学社会情報研究所調査研究紀要』NO.14, p1-87
橋元良明・鈴木裕久・川上善郎(他)(2001)「2000年日本人のインターネット利用に関する調査報告」・『東京大学社会情報研究所調査研究紀要』NO.16, p59-144

(山口 仁 慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程)